

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称
株式会社キズキ(2次)

団体代表者 役職・氏名
代表取締役 安田祐輔

法人番号

申請団体の住所
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目29番7号ドルミ御苑202号室

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名
[REDACTED]

担当者 メールアドレス
[REDACTED]

担当者 電話番号
[REDACTED]

----- 3.コンソーシアム情報 -----

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割
READYFOR株式会社	米良はるか	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(１)欠格事由について

欠格事由について確認しました

(２)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(３)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(４)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

４．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

3.コンソーシアムに関する誓約欄の内容につき、誓約します

----- 4.事業情報の登録・事業関連書類の提出 -----

事業名

急増する「不登校・長期欠席の子どもたち」緊急支援事業 ～「多様な将来」を探る機会を、すべての子どもに～

複数選択

休眠預金活用事業
 事業計画書

【2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠】

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	急増する「不登校・長期欠席の子どもたち」緊急支援事業			
	事業名（副）	「多様な将来」を探る機会を、すべての子どもに			
	団体名	株式会社キズキ	コンソーシアムの有無	あり	
実行団体団体	事業名（主）				
	事業名（副）				
	団体名				

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1)子ども及び若者の支援に係る活動
○	①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
○	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④働くことが困難な人への支援
	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連 ※実行団体入力項目

ゴール

I .団体の社会的役割

(1)団体の目的	195/200字
創業者の原体験をもとに、「何度でもやり直せる社会をつくる」というビジョン、「事業を通じた社会的包摂」というミッションを掲げている。引きこもりや中退の若者がもう一度勉強するための学習支援事業、うつ病や発達障害を抱えた方がもう一度働くための就労支援事業、国や自治体から委託を受けて生活困窮世帯の子ども支援や就労支援を行う公民連携事業、障害者雇用を行う企業向けのコンサルティング事業等を実施。	
(2)団体の概要・活動・業務	175/200字
・不登校・ひきこもりなどの困難を抱える若者向けに個別指導型の学習塾を運営。全国10教室、生徒数1000名、卒業生8000名以上。 ・約50の自治体等から委託された、生活保護世帯・生活困窮世帯等を対象とした学習・生活支援、ひきこもりや障害者への就労支援等を実施。 ・うつや発達障害の方を対象とした就労支援サービス（就労移行支援事業）を全国5拠点に展開。	

II .事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期						全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
事業対象者： （助成で見込む最終受益者） ※資金分配団体入力項目	以下①～③を事業の対象者とする ①不登校・長期欠席の状態※にある中高生世代 ②通信制の中学・高校に在学している中高生世代 ③①・②の保護者 ※文科省の定義する「年間30日間以上の欠席」だけでなく、例えばタッチ登校（校門で教師にタッチすれば出席とするなど）のような、実質的に通学できていない場合も含む 【備考】本事業では進路に関する支援を重視することから、進路選択において重要な時期である「中高生世代」を主な対象に設定した					事業対象者人数 ※資金分配団体 入力項目	のべ18,360名（子ども、保護者含む） ▼①講演会・相談会と②個別支援で以下の数字を想定 ①講演会・相談会（オンライン・リアル含む） 平均50名/回×5回/年実施×12団体＝3,000名 ②個別支援（居場所支援・訪問支援）※ 平均8名/日×月20日開所×8カ月×12団体＝15,360名 ※本事業の資金的支援を活用して開所数を平均15日/月→平均20日/月に拡充することを想定	

事業概要	598/600字	本事業では、いま急増する不登校・長期欠席状態にある中高生世代とその保護者を主な対象として緊急的な支援を提供する事業に助成を行います。なお支援実施において、復学に限らない多様な「将来の進路」を考えるための情報・体験・機会を提供することを重視します。 【想定する活動】※①－③を全て含む、包括的な事業を優先します ①不登校・長期欠席の中高生世代および保護者に対する支援活動 ※訪問支援・居場所支援・学習支援・体験プログラムの提供など（注） ②現在支援を受けられていない対象者へのアウトリーチ活動 ※オンライン記事や屋外広告などを組み合わせ、新規の対象者をつながる活動 ③対象者に対し、多様な進路を考えるための情報・体験・機会を提供する活動 ※講演会・相談会・LINE相談、個別進路相談・体験機会（オープンキャンパス見学会など）の提供 （注） ・既に実施中の事業は対象になりません。 ・拠点の新設や開所日の追加等により、従来事業と同様の支援を新たな利用者に提供する場合は対象になります 【実行団体像】 ・緊急に支援を届けるため、地域における不登校・長期欠席の中高生世代へのリーチ手段（支援実績等）がある団体を優先します 例：中高生世代向け居場所支援、通信制サポート校、放課後等デイサービス、フリースクールなど ・採択団体には、資金分配団体より進路相談やアウトリーチ等に関する伴走支援を提供します
------	----------	--

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	796/800字
コロナ禍以降、不登校・長期欠席生が急激に増加している。特に直近の1年は著しく、不登校生（小中高の合計）は前年比で6万人以上増え、約36万人と過去最大になった。必ずしも、学校に行かないことが「悪い」ことではない。しかし過去の調査で、中学3年で不登校だった場合、その2割弱が4年後に非就業・非就学状態になるなど、一定の割合で長期的な進路に影響がでることが分かっている。そのため、早期に適切な支援につながることが重要だ。 一方、不登校・長期欠席生の急増に対し、支援の量は圧倒的に不足している。最新の文科省調査（R4年度）では不登校生のうち4割弱が、全く支援に繋がっていない実態が明らかになった。 いま、どんな支援が求められているのか？今年7月、キズキとREADYFORは共同で、不登校の中高生にアンケートを実施。その結果「一番不安なこと」で最も多かったのが「将来の進路（受験や就職など）の情報が得られない」（38%）だった。いま高校や大学は、不登校歴や学力の不安等があっても入学できるところも増えている。しかし、いちど学校から離れると、そうした情報を得るチャンスが限られてしまう。いま不登校生は、そもそも繋がれる支援の量が足りないうえに、「自分に合った進路」を模索するための情報や機会を得られない状況に置かれているのだ。 どうすればいいのか。喫緊にすべき対策は、支援の量を増やすことだ。すでに学習支援や居場所支援など、不登校生の支援を行っている団体に、新規拠点の開設や開所日の追加などを通じ、これまで繋がれてこなかった対象者に対応してもらう。その際、従来の支援に加え、多様な「将来の進路」に関する情報や、それを考える機会の提供を重視する。 過去最大のペースで学校を離れる子どもが増えているいまこそ、緊急的に支援を行い、長期的な進路に影響を受けるケースを少しでも減らすことが求められている。	

(2)物価高騰及び子育て対応支援枠の助成申請に至った理由 ※資金分配団体入力項目	197/200字
不登校が過去最大のペースで増加するなか、行政や民間の提供する支援の量が足りず、支援に繋がれない子どもが全体の4割近くに達している。不登校そのものは「悪い」ことではないが、早期に支援に繋がれないことで、非就業・非就学やひきこもりなど、長期的な影響を受ける場合も少なくない。いま緊急的に支援の量を拡大し、「多様な進路」について考える機会を提供することの社会的な意義は非常に高いと考え、申請に至った。	

IV.事業設計

(1)短期アウトカム	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
①受益者の変化（子ども本人） 生活困窮や発達特性など様々な理由で不登校・長期欠席になっている子どもが、就職や進路に対する不安が減り、モチベーションを持って進路に向けた準備を開始できている状態			定量的指標： 学校を休んでいることの不安について、「進路・進学に対する不安」項目のスコア （参考：文部科学省「令和2年度不登校児童生徒の実態調査」）		実行団体が、受益者本人に対してアンケートを実施（支援開始前と支援後）し、資金分配団体が取りまとめる		目標値： 支援開始時と終了時を比較し、改善した受益者が50%		2026年3月	
②受益者の変化（保護者） 不登校・長期欠席における進路の考え方や選択肢に関する情報を取得し、進路に対する不安が払しょくされて、子どもや学校と良好な関係を築けている状態			定量的指標： 保護者における子どもが学校を休むことの不安について、「子どもの進路や将来について不安が大きかった」項目のスコア （参考：文部科学省「令和2年度不登校児童生徒の実態調査」）		実行団体が、受益者本人（保護者）に対してアンケートを実施（支援開始前と支援後）し、資金分配団体が取りまとめる		目標値： 支援開始時と終了時を比較し、改善した受益者が50%		2026年3月	
③実行団体の変化 地域に存在する不登校や長期欠席状態の子ども・保護者とつながることができ、子どもの状態や特性に合わせて必要とする進路の情報提供や個別支援の実施が可能な体制が構築されている状態			定量的指標： ①進路に関する講演会や個別支援を行える専門性を有するスタッフを1名以上構えることができている団体の数 定性的指標 ②実行団体が、地域に存在する受益者（保護者含む）のペルソナやニーズに合わせたアウトリーチ運用を構築できている状態		①－②すべて、資金分配団体が毎月の面談の中で実行団体より聞き取り、とりまとめる		目標値： ①団体の80%が体制を構築できている ②団体の活動地域・領域に準じて判断する		2026年3月	

④資金分配団体のアウトカム 【構成団体同士の学びあいによる質の向上】 本事業の実施を通じ、コンソーシアム構成団体同士の学びあいに注力することで、休眠預金活用事業の資金分配団体として必要とされる伴走支援やガバナンス・コンプライアンスの質をより充実させた状態が実現できている		定性的指標： ・各構成団体が、必要なケイパビリティを向上させている ・特にキズキにおいて、単独で休眠預金の資金分配団体として運営を行うために必要なノウハウ（団体の精算管理、基盤強化など）を蓄積できている	資金分配団体自身により把握し JANPIAに報告する	目標状態： 各団体が、中間支援組織として自団体に必要なケイパビリティを明確にし、それを補完できている	2026年3月
---	--	---	-------------------------------	---	---------

(2)-1アウトプット：資金支援 ※資金分配団体入力100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
不登校・長期欠席にある子どもとその保護者に対して、居場所や訪問支援などを通じた支援を実施する （支援の例） ・居場所支援 ・学習支援 ・訪問支援 ・体験プログラム支援		定量的指標： ①支援をうけた人数(子ども・保護者含む) ②支援の回数（居場所開所日、体験プログラムの開催数など）	①②ともに資金分配団体が毎月の面談の中で実行団体より聞き取り、とりまとめる	目標値： ①②ともに団体ごとに設定 （地域特性や支援内容によって変わってくるため、団体に応じて設定）	2026年3月
不登校・長期欠席にある子どもとその保護者に対して、復学に頼らない多様な進路に関する情報を提供 以下例―― ・保護者を集めた進路相談会 ・LINE公式アカウントでの進路に関する情報提供 ・先輩保護者とのLINEグループを通じた情報共有		定量的指標：（以下は例であり団体ごとに実施する内容により指標を設定） ①講演会・相談会などイベントの実施回数 ②LINE登録など情報提供対象のリスト数 ③情報提供を実施した人数(子供・保護者含む)	①－③ともに、資金分配団体が毎月の面談の中で実行団体より聞き取り、とりまとめる	目標値： ①－③ともに団体ごとに設定 （地域特性や支援内容によって変わってくるため、団体に応じて設定）	2026年3月
地域に存在する不登校・長期欠席状態にある子供・保護者（行き渋りなどの潜在ニーズも含む）に対して、以下のようなアウトリーチ活動を通じて支援につなげる ・オンライン記事等の作成によるデジタルアウトリーチ ・折り込みチラシ、屋外広告等の地域広告		定量的指標： ①情報が届いた数（リーチ数）例：チラシの配布枚数、オンライン記事の作成数・閲覧数、屋外広告の設置数、LINE友達数など ②団体にとって新規に支援を届けた数	・実行団体が把握し、その結果を資金分配団体が取りまとめる	目標値： ①②ともに団体ごとに設定 （地域特性や支援内容によって変わってくるため、団体に応じて設定）	2026年3月

(2)-2アウトプット：非資金的支援 ※資金分配団体100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
【不登校の進路支援に向けた体制構築支援】 不登校の子どもおよび保護者に対して、最新の進路情報のほか、一般的な進路選択に対する考え方の基礎となる情報、個別の困難ケースに応じた相談方法など、進路支援に向けた研修を実施する		定量的指標： ①研修会の実施回数 ②研修会の参加人数 ③研修受講者の理解度／満足度調査	①②資金分配団体が取りまとめる ③研修会実施後に実行団体担当者にアンケートを実施、資金分配団体がとりまとめる	目標状態： ①3回（集合研修・オンライン研修を含む） ②累計60人（1団体あたり2人の担当者が3回の研修に出る） ③理解度／満足度共に5段階で平均が3点以上	2026年3月
【実行団体が受益者に提供する情報の支援】 進路に不安を抱える不登校の子ども・保護者にとって有益な情報やコンテンツを共有するプラットフォームの構築。資金分配団体が積極的にプラットフォームを通じ情報コンテンツを共有する		定量的指標： ①情報コンテンツ支援を受けた団体数 ②情報共有プラットフォームを通じて共有された情報コンテンツの数 定性的指標 ③実行団体へ資金分配団体が情報コンテンツを共有できるプラットフォームの有無（スラック・LINEなどを活用）	①－③共に、資金分配団体自身による取得・とりまとめを行う	目標値： ①全実行団体 ②少なくとも10コンテンツ（月に一回以上の提供） ③存在する 目標状態：実行団体に高校生世代の支援に適切な情報コンテンツが共有され、受益者への支援に活用できる状態が来ている	2026年3月
【個別ケースの対応支援】 実行団体が不登校の子どもや保護者向けに進路支援を実施する中で生じた対応が難しいケースに関して、月次でケース会議の実施や団体同士の学びあいなどの実行支援		定量的指標： ①ケース会議の実施回数 ②団体同士の学びあいの実施回数	①②資金分配団体が取りまとめる	目標状態： ①各団体12回（月1回を想定） ②事業期間中2回以上	2026年3月
【アウトリーチ手法の設定・準備支援】 実行団体が、アウトリーチすべき受益者像を設定し、適切な手法で運用開始にいたる支援をする		定性的指標： ・対象とする受益者像（ペルソナ）の設定有無 ・受益者像に基づくアウトリーチ手法の設定有無 ・準備状況	・月次の面談などで実行団体へのヒアリングを行い、資金分配団体がとりまとめる	目標状態： 実行団体が、受益者像（ペルソナ）の言語化ができており、アウトリーチ手段の設定ができ、実施準備が完了している	2026年3月

【資金分配団体としてのアウトプット】 事業実施によるアウトカム・アウトプットの評価・集計およびそれを取りまとめた報告書等の作成する。 それを行政事業の改善や、より積極的な施策の実施に向けて管轄省庁などに共有することを目的とした事業報告会などを行う。		定性的指標： 提言書の有無 ※実行団体から課題を聞き取り、その共通項や地域による特性の違いなどを整理して報告書にまとめる 事業実施報告会の有無 ※いわゆる事業単体の報告会にとどまらず、今後の施策に資する提言内容の発信・共有がテーマとなっている	資金分配団体自身により実施し、JANPIAに報告する	目標状態： 本事業の実施を通じて実行団体が抱えた課題点などを整理でき、今後の不登校向けの進路支援に求められる施策の提言として文科省や関連自治体などに共有されている状態	2026年3月
---	--	---	----------------------------	--	---------

(3)-1活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【子どもおよび保護者向けの進路支援の研修受講】 ・不登校や長期欠席の事業を持つ中高生における一般的な進学・就労の考え方・選択肢 ・具体事例を基にしたケースワーク研修など	2025年4月～6月	84/200字
【支援量の拡大に必要な体制の準備】 ・アウトリーチ含めた想定される支援数の推定 ・必要となる人員と支援体制の確保 ・支援する環境や必要な資料・情報の整備	2025年4月～整備完了まで	76/200字
【新規受益者の開拓（アウトリーチ）手法の準備】 ・地域の受益者像（ペルソナ）の分析 ・ペルソナを踏まえたアウトリーチ手法の選定および運用準備	2025年4月～整備完了まで	70/200字
【アウトリーチ・広報活動の実施】 ・新規受益者の開拓に向けたアウトリーチ・広報活動の実践 ・受益者の開拓状況などのデータを基にした改善行動（PDCAサイクル）の実施	2025年6月(準備完了より随時)～2026年2月	82/200字
【子ども・保護者に対する支援の実施】 ・学習支援・居場所支援・訪問支援・体験プログラム提供など（実行団体により異なる）	2025年4月(準備完了より随時)～2026年2月	59/200字
【子ども・保護者に向けた進路に関する情報提供の実施】 （実行団体により異なる） ・専門家による講演会や相談会など、複数の子ども・保護者に向けたイベントの実施 ・LINE相談などデジタルツールを活用した情報提供の実施 ・家から出ることが難しい子どもとその保護者に対して、訪問支援による進路相談の実施	2025年4月(準備完了より随時)～2026年2]月	147/200字
【体験機会の提供】 ※行う団体のみ ・将来の就労や進学を考えるにあたり、具体的なイメージを獲得する、進路に向けたモチベーションを高めるための体験機会の提供 例①：希望する進学先である大学の見学 例②：地方の子どもが、将来都市部への進学・就職をイメージできるような都市体験ツアー（就労見学含む）	2025年4月(準備完了より随時)～2026年2月	145/200字

【資金分配団体による個別ケース会議への参加・相談】 ・資金分配団体との月次での個別ケース会議において、対応が難しい事例における支援方針の相談や情報提供の依頼 ・不定期でほか実行団体との学びあいの場の実施	2025年6月(準備完了より随時)~2026年2月	101/200字
【運営基盤の整備】 ・資金分配団体が提供するガバナンス・コンプライアンスや管理会計などに関する研修受講 ・研修内容を踏まえた社内の規定や運営の改善実施	2025年4月~整備完了まで	75/200字

(3) -2活動：非資金的支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【実行団体の公募・審査・採択・契約】 ・公募要領の作成 ・実行団体の公募、審査、資金提供契約書の締結	2024年11月~2025年4月	50/200字
【実行団体に向けた進路支援の研修実施】 ・不登校・長期欠席の子どもにおける一般的な進路の考え方や枠組み、支援方法 ・具体的な事例をもとにしたケースワーク研修 ・就労・進路支援に有効な体験機会のパターン・グッドプラクティスの共有	2025年4月~6月	114/200字
【新規受益者の開拓（アウトリーチ）手法の準備支援】 ・自団体の受益者像（ペルソナ）の言語化 ・ペルソナ設定に基づくアウトリーチ手法の選定 ・アウトリーチ手法の実施準備（オンライン記事であれば、ライターを選定や対談相手の著名人の選定等）	2025年4月~6月	117/200字
【アウトリーチ活動の実施支援】 ・キズキ保有の不登校専門WEBプラットフォームでの記事の無料掲載 ・新規受益者の開拓の改善支援（インプレッションや顧客獲得単価（CPA）などのデータを踏まえた改善の助言） ・本事業の実行団体間での好事例の共有支援	2025年6月~2026年3月	122/200字
【子ども・保護者に対する支援の実施支援】 ・学習支援・居場所支援・訪問支援・体験プログラム提供など（実行団体により異なる）の事業進捗管理	2025年6月~2026年3月	68/200字
【進路支援の実施支援・ケース会議】 ・随時slack等のツールを活用して、支援実施における困りごとや情報提供の支援 ・月次での個別ケース会議を設定し、対応が難しい事例における支援方針の相談や情報提供 ・実行団体間における事例紹介や学びあいの場の運営	2025年6月~2026年3月	124/200字
【事業より得られたアウトプット・知見などの評価・とりまとめ・発信】 ・実行団体・資金分配団体それぞれの団体としての進歩に関する測定と評価とりまとめ ・研修会／報告会／面談などから、成功事例／失敗事例の記録およびそこからの知見の抽出 ・上記の評価結果、および測定されたアウトプットや事例・知見をまとめた報告書の作成 ・報告書にまとめた知見をもとにした事業報告会の実施	2025年11月~2026年3月	182/200字

V.実行団体の募集 ※資金分配団体入力項目

(1)採択予定実行団体数	10団体程度
(2) 1 実行団体当たり助成金額	1実行団体あたりの助成額は、1000万円～2500万円程度を想定します。 採択された団体ごとに、支援内容や目標とする受益者の数、想定するコスト等を総合的に判断し、助成金額を決定します。 資金使途の例： 人件費、家賃、体験活動などプログラム運営費、相談会などの開催費、キャリア教育の講師費用、アウトリーチの際の広告費等 助成額のイメージ： ※人口14万人の地方自治体で放課後等デイサービスやフリースクールを4拠点運営するNPOが、1拠点（登録120人・賃料は自主財源で支出）を利用して中高生世代とその保護者向けに1）居場所・学習支援の実施、2）進路相談の実施、3）進路講演会の実施、4）体験イベント（都市部への大学ツアー等）などを行う場合 ①常勤／非常勤職員の雇用（専門職含む） 【スタッフ人件費（1名専従、0.5人分稼働の相談員2名）】7,150,000円 ②拠点の整備・運営に関する諸経費（家賃／改修費用／ツール作成費） 【教材、情報誌、適正検査等の購入】200,000円 【PC&周辺機器等の購入】100,000円 ③進路講演会の実施に関する諸経費 【会場代、講師謝礼等（3回実施を想定）】600,000円 ④こどもの体験活動に必要な費用（交通費、宿泊費） 【大学・職場見学イベント開催費（2泊3日・首都圏の大学や職場の見学・30人参加）】4,350,000円 ⑤新規受益者獲得にかかるアウトリーチの広告費 【屋外広告掲載料、ライター外注費・著名人への謝礼（オンライン用の対談記事作成）、チラシ製作費等】5,000,000円 計：17,400,000円
(3)案件発掘の工夫	キズキは、2015年の設立以来、不登校の方を中心に学習支援・就労支援を行う団体として、居場所支援やフリースクール等を行っている他のNPOや株式会社等と協業経験が複数あり、それらの団体への呼びかけを行うことが可能です。 READYFORは2万件以上のクラウドファンディング実施団体のデータベースを持ち、不登校に関するプロジェクトを多数支援しているほか、過去に休眠預金活用事業に申請のあった団体・採択のあった団体も類似の取り組みを実施しており、そうした候補団体への呼びかけを行うことで安定した申請数を確保できます。

(4)予定する審査方法（審査スケジュール、審査構成、留意点等）	■審査スケジュール
	2024年10月 資金分配団体の採択結果の通知 公募準備
	2024年12月 公募要領の公開・公募説明会の実施 公募の開始・書類審査開始（順次） （書類審査通過団体のみ）質問状の送付
	2025年1月 公募の終了 面談（オンライン） 一次選定団体のリストアップ
	2025年2月 必要に応じて追加面談 外部有識者を含めた諮問委員会 審査の終了 実行団体への採択結果の通知（2月下旬～3月上旬を予定）
	2025年4月 事業の開始

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	【コンソーシアム構成団体の役割分担】 ・キズキは幹事団体として事業全体を統括。これまで不登校・引きこもりに向けた学習塾や就労支援の事業で得たノウハウを活用し、研修やケース会議、アウトリーチに関する助言などを担当 ・READYFORは豊富な経験を活かし、実行団体のプロジェクトマネジメント、事業評価、経費精算含む運営全般を主導するほか、団体基盤強化（規程整備、コンプラ体制構築等）を主に担当 【事業実施体制】 ○メンバー 幹事団体 ：伴走関連6名、コーポレート5名 分担 構成団体 ：伴走関連9名、コーポレート5名 分担 ○役割分担 ----- ▼全体統括 ・事業責任者：2P・2名（幹事1名/構成1名 ※兼任 両団体代表者） ・プロジェクトマネージャー ：4P・4名（幹事2名/構成2名 ※兼任 JANPIA窓口含む） ▼公募・選定時サポート ・公募・審査 ：2P・2名（構成2名 ※兼任） ▼団体伴走 ・PO/団体伴走チーム ：11P・11名（幹事5名/構成6名 ※兼任 PO人件費対象の3名含む計11名で分担） （※PO人件費対象ではないプロジェクトマネージャーやスタッフも伴走/PO業務を担います） ▼資金管理（FDO/実行団体） ・経理・会計チーム ：5P・5名（幹事2名/構成3名 ※兼任 計5名で分担） ▼システム・管理対応等 ・情報システム ：2P・2名（幹事1名/構成1名※兼任 計2名で担当） ・広報チーム ：1P・1名（構成1名 ※兼任・随時幹事団体と連携） ・人事労務 ：2P・2名（幹事2名※兼任 計2名で担当） ----- ・「※兼任」は以下の役割の複数職務、または本事業以外の職務との兼任を示します。 ・「P」＝ポジション、「幹事」「構成」＝「幹事団体」「構成団体」の略称 ・稼働割合については資金計画書に記載しています 【事業体制について補足】 ▼構成団体READYFOR（社員数：約200人） ・READYFORは、2024年度の事業公募にあたり、現在通常枠に2事業・本緊急枠にも2事業申請しています（すべてコンソーシアム構成団体）。仮に、本事業および併願している他事業がすべて採択された場合、来年度（2025年度）4月段階で通常枠・緊急枠合計で7事業を並行実施となり、現在より2事業が新たに増えることになります。 ・現在、基金事業部としては5事業を10人のスタッフで運営しています（上記の実施体制の人数には、基金事業以外の広報等のメンバーも記載しているので数が多くなっています）が、この8月以降で4人の運営対応スタッフの増員を行い、全体で14人のチームとなります。仮に2事業が増えても、これまでと1事業あたりの人数は変わらないため、POの働き方に配慮しつつ、十分な質の事業運営を実施できると考えています。
---------------------------	---

(2)他団体との連携体制	【各自治体における行政・教育委員会との連携】 本事業において、実行団体が不登校・長期欠席の当事者や保護者に対するアウトリーチ活動を行うにあたり、行政の後援のもとでの講演会・相談会といった行政・教育委員会と連携した情報発信や学校が必要となる。そこで本事業では実行団体に対し、各地域の行政・教育委員会との連携を推奨する。キズキはこれまでも行政や教育機関（大学、専門学校など）との連携実績があり、実行団体が連携を進める際の仲介や支援を行う。 【関係団体とのネットワークについて】 キズキでは、不登校・長期欠席の生徒に向けた学習塾のほかに、不登校の当事者・経験者・保護者のためのウェブメディア「不登校オンライン」の事業を運営している。この事業では、不登校・長期欠席の専門家による記事の寄稿、不登校の保護者向けのコミュニティ、精神科医監修の学校休んだほうがいいよチェックリスト診断など多面的な不登校支援のコンテンツが提供されている。本事業においても、これら事業を通じてつながった専門家や支援団体のネットワークを活用することで、緊急的に全国各地へ支援の裾野を広げることを目指す。
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	キズキは、リスクコンプライアンス部や顧問弁護士に迅速に相談できる体制が整っており、早期のリスク把握、対応決定、再発防止策実施を行っている。個人情報管理に関しては、個人情報に関する適切な保護措置を講ずる体制を整備している認証（プライバシーマーク）を2024年8月末に取得完了の見込み。READYFORは社内弁護士を含む法務部を設置し上場企業に準拠したガバナンス体制を敷いている。個人情報管理に関して、ISMSの国際規格および国内規格の認証を取得。 両者とも休眠預金事業が求める定款・規程類の整備／公開準備を完了している。（キズキに関しては未上場株式会社という事情から規程類の公開をしてこなかったが、採択された場合、1週間以内に公開を実施する準備ができています）

VII.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無			
①物価高騰及び子育て対応支援枠			
本申請事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む)	なし	ありの場合 その詳細	
本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない。	受領なし	※ありの場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
本申請事業以外の事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む) ※資金分配団体入力項目	あり	ありの場合 その詳細	独自基金や休眠預金活用事業による助成を多数実施。詳細は下記②-1に記載したものを参照

②-1その他、助成金等の分配の実績 ※資金分配団体入力項目			
【幹事団体：キズキ】 資金助成経験は無し。 非資金的支援（伴走支援）の実績としては、2021年度以降、複数の企業に対して、精神・発達障害者が特性を活かして企業で活躍するためのノウハウや企画立案支援、研修等を実施。 【構成団体：READYFOR】 資金助成事業実績：これまで、のべ359団体に対し総額29億9,096万5,869円の資金助成。 ①新型コロナウイルス感染症：感染拡大防止基金（2020年4月～）助成数165 総額87,2491,000円 ②新型コロナウイルス感染症：いのちとところを守るSOS基金（2021年1月～）助成数34 総額72,922,377円 ③花王株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社電通の3社、流通企業20社による「お買いもの～It's Shopping for Good.～プロジェクト」（2023年9月）分配数8 総額¥26,194,306円 ④Unipos「SDGsプラン」（2020年2月～2024年5月現在）分配数25 累計総額20,326,078円 ⑤休眠預金活用事業 通常枠・緊急枠含む2020年以降の総計 助成数 127 総額1,999,032,108円（※コンソーシアム構成団体としての実施含む） （なお休眠預金活用事業に関して、既に終了した事業は全て、事業計画時に想定したアウトカム・アウトプット指標を達成している）			
②-2前年度に助成した団体数 ※資金分配団体入力項目	64団体	②-3前年度の助成総額 ※資金分配団体入力項目	9億8,830万1,133円
(2)-1事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 ※資金分配団体入力項目			

【幹事団体：キズキ】

■自主事業

○不登校や中退の方へ向けた学習塾として創業した企業であり、不登校や中退の方の学び、受験を支援する個別指導塾・家庭教師を関東・関西・東海で10校舎展開している。累計支援実績は約8,500人。在籍生徒は約100名。高校受験における進学率は100％。大学受験における進学率は81％。

○うつや発達障害の方を対象とした就労支援サービス（就労移行支援事業）を全国5拠点に展開。一般雇用の就職率は44％。

■自治体連携業務

○約50の自治体から教育・福祉に関わる事業を受託しており、不登校や病気などによる長期欠席児童・生徒への学習・登校支援を行っている。以下に主な事業を記載する。

- ・新宿区福祉部生活福祉課「生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業業務委託」：教室型とともに訪問型でも支援を行っており、利用者のニーズに合わせた支援を提供している。
- ・神奈川県川崎市「子ども・若者等支援事業業務委託」：不登校児等を孤立から守り、社会的な自立につながるよう、居場所の提供や学習支援等を行っている。
- ・公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター「社会参加等支援プログラム運営業務委託」：将来の就労等の自立につながるよう、コミュニケーションスキル等の向上を目指した体験活動や居場所の提供を行っている。

■休眠預金事業

休眠預金活用事業における実行団体として、本事業の対象者や支援内容、目的と親和性のある事業を実施した実績を有する。

- ・2020年度緊急支援枠「地域課題の解決を目指した中間的就労支援事業」：困難を抱えた若者向けのビジネススクール事業
- ・2023年度原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援枠「高校生世代の子育て家庭「くらしと学びの危機」緊急支援事業」：高校生世代を支援する発達特性に応じたフリースクール事業　ほか

【構成団体：READYFOR】

※伴走支援

以下の休眠預金活用事業における資金分配団体として伴走支援を実施。本事業の対象者や支援内容とも親和性の高い「不登校・長期欠席」や「居場所支援」、「就労支援」における伴走支援や調査報告作成の実績を有する

- ・2021年度新型コロナウイルス対応支援助成「コロナ禍で就労困難状態の若者の就労支援」
- ・2022年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠「コロナ物価高で増える「虐待」を防ぐ　緊急居場所支援事業」
- ・2023年度原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援枠「高校生世代の子育て家庭「くらしと学びの危機」緊急支援事業」

※事業事例

- ・クラウドファンディングサービスとして累計2万8千件以上のプロジェクト（累計支援額約440億円、支援者数約160万人）の実績があり、そのなかで、当申請事業（不登校・長期欠席支援）に関するプロジェクトを多数実施

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/11/01 ~ 2026/03/31	
資金分配団体	事業名	急増する「不登校・長期欠席の子どもたち」緊急支援事業	
	団体名	株式会社キズキ	

	合計	
事業費	267,569,104	
実行団体への助成	228,000,000	
管理的経費	39,569,104	
プログラムオフィサー関連経費	10,473,890	
合計	278,042,994	

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	合計
事業費 (A)	11,715,133	255,853,971	267,569,104
実行団体への助成	0	228,000,000	228,000,000
－			
管理的経費	11,715,133	27,853,971	39,569,104

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金） [円]

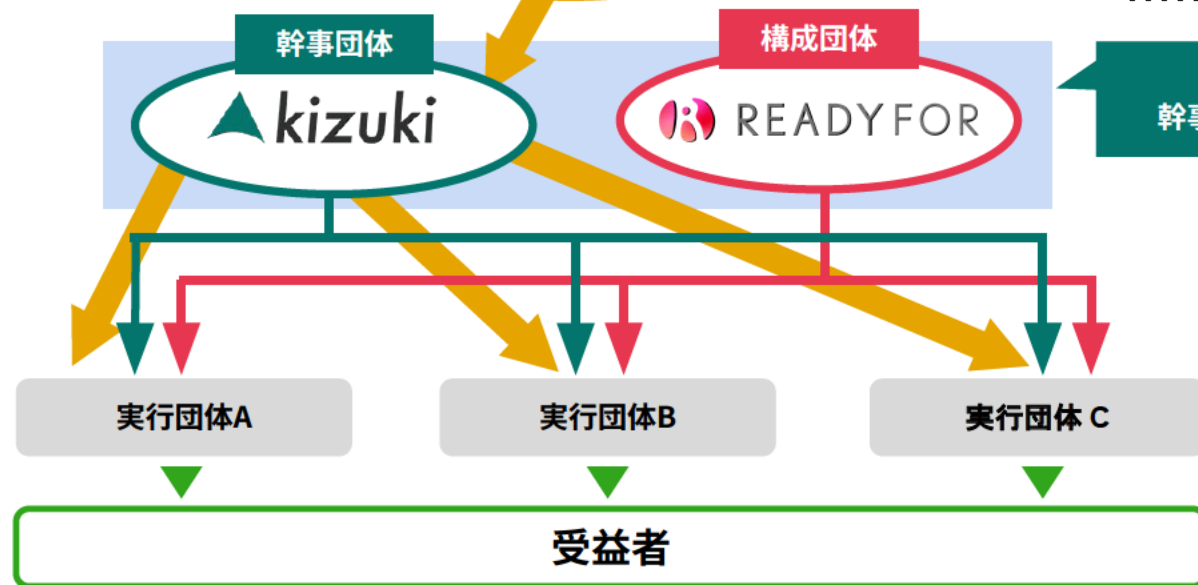
	2024年度	2025年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	3,126,272	7,347,618	10,473,890
プログラム・オフィサー人件費等	2,080,000	4,995,000	7,075,000
その他経費	1,046,272	2,352,618	3,398,890

3. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	合計
助成金計(A+C)	14,841,405	263,201,589	278,042,994

コンソーシアムモデルA（単独型）で実施予定

全ての契約・助成金支払は
幹事団体と実行団体との間で実施



- 事業実施・成果に関する伴走支援
- 経理・進捗管理・広報など
運営業務に関する伴走支援
- 契約・助成金支払

コンソーシアム構成団体（2団体）
幹事団体と構成団体は業務委託契約を締結

- ・不登校の進路支援に関する支援実績・専門的知見を持つキズキを幹事団体とし、休眠預金活用事業の運営ノウハウを持つREADYFORとコンソーシアムを形成することで、十分な伴走・運営体制を構築する
- ・キズキは専門性を活かした進路支援の情報提供・研修やアウトリーチに関する実行支援を実施。READYFORは過去の運営経験を活かした効率的かつ安定した事業運営のほか、基盤強化の伴走・評価設計などを実施する

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名		株式会社キズキ	
郵便番号		151-0051	
都道府県		東京都	
市区町村		渋谷区千駄ヶ谷	
番地等		五丁目29番7号ドルミ御苑202号室	
電話番号		03-6273-0796	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://kizuki-corp.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://kizuki.or.jp/	
		https://kbc.kizuki.or.jp/	
		https://tokyo-yagaku.jp/?cs_service	
		https://twitter.com/kizuki_group	
設立年月日		2015/07/13	
法人格取得年月日		2015/07/13	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヤスダ ユウスケ
	氏名	安田 祐輔
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	パンション エミ（ハヤシダ エミ）
	氏名	パンション 絵美（林田 絵美）
	役職	取締役

(3)役員

役員数 [人]	3
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	766
常勤職員・従業員数 [人]	111
有給 [人]	111
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	655
有給 [人]	636
無給 [人]	19
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けて ますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	・生活困窮者やひきこもり状態にある方向けの相談や就労、学習等支援事業（厚労省） ・精神・発達障害特化型の就労支援チャットボットの研究開発（横浜市）

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名		READYFOR株式会社	
郵便番号		102-0082	
都道府県		東京都	
市区町村		千代田区	
番地等		一番町8 住友不動産一番町ビル 7階	
電話番号		050-1746-9680	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://corp.readyfor.jp/	
		https://fund.readyfor.jp/	
設立年月日		2011/03/29	
法人格取得年月日		2014/07/01	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	メラ ハルカ
	氏名	米良 はるか
	役職	代表取締役 CEO
代表者(2)	フリガナ	ヒウラ ナオキ
	氏名	樋浦 直樹
	役職	代表取締役 COO

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	178
常勤職員・従業員数 [人]	143
有給 [人]	143
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	35
有給 [人]	35
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	6
申請前年度の助成総額 [円]	988,301,133円

助成した事業の実績内容	2023年度には64団体に対し総額9億8,830万1,133円の助成を実施した。 ①花王株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社電通の3社、流通企業20社による「お買いもの〜It's Shopping for Good.〜プロジェクト」 （2023年9月）分配数8 総額¥26,194,306円 ②Unipos「SDGsプラン」（2020年2月～2024年5月現在）分配数25 累計総額20,326,078円 ③休眠預金活用事業 通常枠「「創造性」の格差を埋める～イノベーション人材となる機会を、すべての子どもに～」（2023年8月～）助成数6 総額225,803,437円 ④休眠預金活用事業 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠「コロナ物価高で増える「虐待」を防ぐ 緊急居場所支援事業」（2023年8月～）助成数11 総額250,000,000円 ⑤休眠預金活用事業 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠「孤立孤独／生活苦を抱える若者への緊急支援事業」（2023年8月～）助成数7 総額206,784,543円 ⑥休眠預金活用事業 通常枠「発達障害支援の「質の向上」を目指す地域ネットワーク構築事業」（2024年5月～）助成数7 総額259,192,769円 （※③～⑥はいずれもコンソーシアム構成団体として実施）
--------------------	--

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	・新型コロナウイルス感染症：拡大防止活動基金（助成金額1,000万円） ・新型コロナウイルス感染症：いのちとところを守るSOS基金（助成金額1,000万円）

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

[各欄の入力方法と注意点]

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須入力セル

任意入力セル

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	ヤダ ヨウスケ	安田 祐輔						株式会社キズキ	代表取締役			
2	OK	パンション エミ	パンション 絵美						株式会社キズキ	取締役			
3	OK	鈴木 キサエ	鈴木 栄						株式会社キズキ	取締役			
4	check!												

規程類確認書

申請団体名	株式会社キズキ
申請事業名	急増する「不登校・長期欠席の子どもたち」緊急支援事業 ～「多様な将来」を探る機会を、すべての子どもに～

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい ☒ いいえ ☐
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい ☐ いいえ ☒
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 ※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください		URL: ※ 当社は非上場の株式会社であり、給与情報などの機微情報を含むため現在は規程類を一般公開していません。採択に至った際には、採択後1週間以内に公表できるよう準備を進めております。
No.	規程類の名称 ※「参考：規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください	備考 ※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください
1	株主総会の運営に関する規程	定款(第3章)に含む：開催時期・頻度、招集権者、招集理由、招集手続、決議事項、決議(3分の2以上)、議事録の作成 等
2	取締役の構成に関する規程	定款(第4章)に含む：取締役の員数、選任方法、任期 等
3	取締役会の運営に関する規程	(取締役会非設置会社のため該当なし)
4	役員の報酬等に関する規程	定款(第4章第27条)に含む：役員の報酬の決定方法 等
5	職員の給与等に関する規程	賃金規定に含む：基本給、手当、賞与等、給与の計算方法・支払方法 等
6	取締役の職務権限に関する規程	代表取締役の職務、取締役の職務 等
7	倫理に関する規程	就業規則(第51,56条)に含む※：私的行為の禁止、情報管理及び保護、ハラスメントの禁止 等 ※一部追加を予定
8	利益相反防止に関する規程	コンプライアンス規程に含む：競業禁止・利益相反取引禁止(役職員等は競業取引及び利益相反取引をしてはならない など)

9	コンプライアンスに関する規程	コンプライアンス規程に含む：行動基準、競業禁止・利益相反取引禁止、贈収賄の禁止、腐敗行為の禁止、守秘義務、罰則、推進体制、コンプライアンス担当取締役、コンプライアンス委員会、コンプライアンス相談・通報窓口、コンプライアンスを目的とする研修 等
10	公益通報者保護に関する規程	コンプライアンス規程に含む：コンプライアンス相談・通報窓口（相談・通報窓口の設置、通報者等への不利益処分の禁止） 等
11	情報公開に関する規程	情報公開の対象 等
12	文書管理に関する規程	文書の整理、保管、保存期間 等
13	リスク管理に関する規程	体制、方針、リスクマネジメントの活動、リスク発生時の対応 等
14	監査役の監査に関する規程	（監査役非設置会社なので該当なし）
15	経理に関する規程	目的、適用範囲、会計年度、会計単位、会計帳簿等の保存期間、機密の保持、経理責任者、出納責任者、会計処理の原則、勘定科目及び帳簿 等
16	組織に関する規程	組織、業務分掌、職務権限、稟議 等
17		
18		
19		
20		

株式会社キズキ

定 款

平成27年 7月 8日 作成

平成29年 6月30日 第6条（発行可能株式総数）変更

同 日 第25条（代表取締役及び社長）変更

平成30年 3月31日 第2条（目的）変更

平成30年11月 1日 第2条（目的）変更

令和 2年10月26日 第2条（目的）変更

令和 4年 7月26日 第22条（資格）削除

同 日 第24条（取締役の任期）変更

同 日 第26条（役付取締役）変更

同 日 第6章附則（変更）

同 日 第30条（設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額）
削除

同 日 第31条（最初の事業年度）削除

同 日 第32条（設立時の役員）削除

同 日 第33条（設立時の代表取締役）変更

同 日 第34条（発起人）変更

同 日 令和4年改正附則 新設

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社キズキと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 学習教室事業
2. 中退予防事業
3. 調査及び情報発信事業
4. 就労支援事業
5. 教材制作・販売事業
6. 途上国における若者・障がい者支援事業
7. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
8. 有料職業紹介事業
9. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
10. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関 構 成)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第 3 2 6 条第 2 項に定める機関を設置しない。

(公 告 方 法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、400万株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第 13 条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議 の 方 法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議 事 録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取 締 役 の 員 数)

第21条 当会社の取締役は、1人以上とする。

(取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社に取締役2人以上いるときは代表取締役1名以上を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

2 当会社に代表取締役2人以上いるときは、株主総会の決議により代表取締役の1人を社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役 付 取 締 役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、取締役副社長、専務取締役又は常務取締役を選定することができる。

(報 酬 等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事 業 年 度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第 29 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定 款 の 変 更)

第 33 条 この定款は、株主総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 34 条 当会社は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(定款に定めのない事項)

第 35 条 本定款の定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

令和 4 年改正附則

1 第 24 条の規定に関わらず、定款変更時の取締役の任期は、定款変更後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

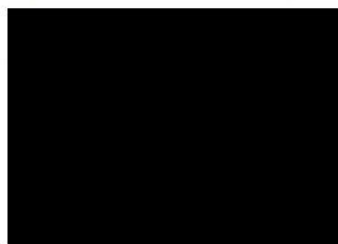
上記は、当会社の定款に相違ない。

令和 4 年 7 月 26 日

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 29 番 7 号ドルミ御苑 202 号室

株式会社キズキ

代表取締役 安田祐輔



定款

第1章 総則

第1条（商号）

1. 当会社は、READYFOR株式会社と称し、英文ではREADYFOR INC.と表記する。

第2条（理念）

1. 当会社は、「想いの乗ったお金の流れを増やす」ことをミッション（果たすべき役割）と定め、「誰もがやりたいことを実現できる世の中をつくる」ことを目指して経営する。

第3条（目的）

1. 当会社は、次の事業を営むことを目的とし、前条の理念を達成することを目指す。
 - i. クラウドファンディングに関連するインターネットサービスの運営
 - ii. 社会的活動、公益活動その他の活動を行う個人又は団体の資金調達その他の事業及び組織の維持・拡大に関連するサービスの企画・運営
 - iii. 社会的活動、公益活動その他の活動を行う個人又は団体に対する寄付、資金提供、投融資その他の支援に関連するサービスの企画、運営
 - iv. 国内外の社会課題の解決に関連する研究、調査、エコシステムの構築・発展、サービスの企画・運営
 - v. インターネットを利用した情報提供サービス及びコンピュータシステム、ソフトウェア、情報、知識、意匠、Web、デジタルコンテンツ、ビジネスモデルに関する企画、研究、調査、設計、開発、販売、賃貸及び保守
 - vi. 上記各号に関連する広告代理業務、イベントの企画及び運営、書籍・雑誌等の編集・出版及び販売、教育及び教材の開発・販売、各種コンサルティング、講演、知的財産権の取得・管理・賃貸及び販売
 - vii. 上記各号に付帯又は関連する一切の業務

第4条（本店の所在地）

1. 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第5条（機関）

1. 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - i. 取締役会
 - ii. 監査役

第6条（公告方法）

1. 当会社の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第7条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）

1. 当会社は普通株式及び優先株式を発行し、優先株式はA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式からなるものとする。
2. 当会社の発行可能株式総数は、150万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は148万3,988株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は5,900株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は4,347株、C種優先株式の発行可能種類株式総数は5,765株とする。

第8条（株券の不発行）

1. 当会社の株式については、株券を発行しない。

第9条（株式の譲渡制限）

1. 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第10条（相続人等に対する株式の売渡しの請求）

1. 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第11条（株式等の割当てを受ける権利を与える場合）

1. 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

第12条（株主名簿記載事項の記載等の請求）

1. 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第13条（質権の登録及び信託財産の表示）

1. 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第14条（手数料）

1. 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第15条（株主の住所等の届出）

1. 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第16条（基準日）

1. 当会社は、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

第3章 優先株式

第17条（残余財産の分配）

1. 当会社は、残余財産の分配をするときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といい、C種優先株主及びB種優先株主とあわせて「優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、C種優先登録株式質権者及びB種優先登録株式質権者

とあわせて「優先登録株式質権者」という。)及び普通株式の所有者(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、C種優先株式1株につき基準価額金346,874円に1.0を乗じた金額(以下「C種優先分配額」という。)に達するまで分配を行う。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、C種優先分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先分配額の合計額に基づく割合で、残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。

2. 前項の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、B種優先株式を有する株主又はB種優先株式の登録株式質権者及びA種優先株式を有する株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式の所有者(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき基準価額金230,000円に1.0を乗じた金額(以下「B種優先分配額」という。)に達するまで、A種優先株式1株につき基準価額金105,000円に1.0を乗じた金額(以下「A種優先分配額」という。)に達するまで同順位にてそれぞれ分配を行う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、B種優先分配額の全額及びA種優先分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、同順位で、B種優先分配額の合計額及びA種優先分配額の合計額に基づく割合で、残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。
3. 前項の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、当社は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、C種優先分配額、B種優先分配額又はA種優先分配額に加え、当該分配日において当該C種優先株式、当該B種優先株式又は当該A種優先株式が普通株式に転換された場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産が分配される。
4. 第1項及び第2項の基準価額は、下記の定めに従い調整される。

- i. 優先株式の分割又は併合が行われたときは、当該優先株式の基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \frac{\text{当該調整前の基準価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii. 優先株主に割当てを受ける権利を与えて優先株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、当該優先株式の基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行当該優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(当該優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行当該優先株式数」は「処分する自己株式(当該優先株式)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \frac{\text{既発行当該優先株式数} \times \text{当該調整前基準価額} + \text{新発行優先株式数} \times \text{当該株当たり払込金額}}{\text{既発行当該優先株式数} + \text{新発行当該優先株式数}}$$

- iii. 上記(1)及び(2)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第18条 (普通株式と引換えにする優先株式の取得請求権)

1. 優先株主は、優先株主となった日の翌日以降、当会社に対して、優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができるものとし、当会社は、優先株主が普通株式の取得の請求をした場合には、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該優先株主に対して交付するものとする。
2. 取得と引換えに交付する普通株式の数
 - i. 優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当会社の普通株式は、優先株主が取得の請求をした優先株式の払込金額の総額を第18条第3項に定める取得価額(以下「取得価額」という。)で除して得られる数とする。ただし、C種優先株式の払込金額(当初、1株につき346,874円)、B種優先株式の払込金額(当初、1株につき230,000円)及びA種優先株式の払込金額(当初、1株につき105,000円)は、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には当会社の取締役会決議に基づき適切に調整される。
 - ii. 取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨て、金銭による調整を行う。

3. 当初取得価額

- i. A種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金105,000円とする。
- ii. B種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金230,000円とする。
- iii. C種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金346,874円とする。

4. 取得価額の調整

- i. 優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- a. 株式分割又は株式無償割当てにより当会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、当会社の保有する当会社の普通株式（以下「自己株式」という。）の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の基準日の翌日以降、又は株式無償割当ての効力の生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）以降これを適用する。

- b. 当会社の普通株式の株式併合を行う場合、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- c. 調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（ただし、株式無償割当て、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \frac{\text{新規発行株式数株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価格}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

なお、自己株式処分の場合には、取得価額調整式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。取得価額調整式における「既発行普通株式の数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない優先株式はすべてその取得請求権又は取得条項に従い普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当社が保有していない新株予約権はすべて行使され普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式の数に算入されるものとする。ただし、本③による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- d. 調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、本④による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社若しくは関連

会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本④による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われな

- e. 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本⑤による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われな

- ii. 上記（1）に掲げた事由によるほか、次の①ないし④に該当する場合には、当会社は優先株主及び優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
b. 前①のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
c. 上記（1）の④に定める株式、新株予約権又はその他の証券につき、その取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権又はその他の証券すべてにつき普通株式が交付された場合を除く。
d. 上記（1）の⑤に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

- iii. 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- iv. 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

- v. 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、優先株主又は優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

第19条（金銭と引換えにする取得請求権）

- 優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間（以下、本条において「取得請求期間」という。）に限り、保有する優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。
- 本条による優先株式の取得と引換えに交付される1株あたりの金銭（以下「取得金額」という。）は、取得請求期間の初日に当会社が解散したとみなして第17条を適用した場合に、当該優先株式1株につき分配される額に相当する金額とする。なお、優先分配額の調整にかかる第17条第4項の規定は、取得金額に準用するものとする。
- 本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となった優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額を優先株主に支払うものとする。

第20条（普通株式を対価とする取得条項）

- 当会社は、優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済の優先株式の全部を取得し、引換えに優先株主に当会社の普通株式を交付するこ

- とができる。当会社は、その対価として、かかる優先株式の払込金額を、第18条に基づいて定められるその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。
2. 前項に定める普通株式の数の算出にあたって、優先株主に交付される普通株式の総数に1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項の規定に従ってこれを取り扱う。

第21条（議決権）

1. 優先株主は、普通株主と同様に、株主総会において優先株式1株につき1個の議決権を有する。

第22条（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

1. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同時に同一割合でこれを行う。
2. 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、優先株主には当該優先株式又は当該優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
3. 当会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式の新株予約権の割当てを受ける権利を、優先株主には優先株式又は優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で行う。

第4章 株主総会

第23条（招集）

1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第24条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議をもって、取締役CEOが招集し、議長となる。ただし、取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第25条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第26条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有するほかの株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第5章 種類株主総会

第27条（種類株主総会）

1. 当会社は、すべての種類株式について会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。
2. すべての種類株式に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
3. すべての種類株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定は、当該新株予約権を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主の決議を要しない。

第28条（株主総会に関する規定の準用）

- 前章の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。
- 第16条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第6章 取締役、監査役及び取締役会

第29条（取締役及び監査役の員数）

- 当社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

第30条（取締役及び監査役の選任）

- 当社の取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第31条（取締役及び監査役の任期）

- 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
- 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（役付取締役）

- 取締役会の決議をもって、取締役の中から、CEO1名を選定する。

第33条（代表取締役）

- 取締役会の決議をもって、取締役CEOを会社を代表する取締役として定める。

第34条（取締役会の招集及び議長）

- 取締役会は取締役CEOが招集し、議長となる。ただし、取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第35条（取締役会の招集通知）

- 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第36条（取締役会の決議の省略）

- 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第37条（取締役会規程）

- 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第38条（報酬等）

- 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

第39条（非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約）

1. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 計算

第40条（事業年度）

1. 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当等）

1. 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。
2. 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

第42条（剰余金の配当の除斥期間）

1. 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第8章 附則

第43条（法令の準拠）

1. 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上